
プロジェクト 公正価値測定に関するガイダンス及び開示

項目 第 448 回企業会計基準委員会で聞かれた意見

本資料の目的

1. 本資料は、第 448 回企業会計基準委員会（2020 年 12 月 24 日開催）において審議した項目について、聞かれた主な意見をまとめたものである。

投資信託財産が金融商品である投資信託の時価の算定に関する取扱い

2. 第三者から入手した相場価格が時価算定会計基準に従って算定されたものかの判断についての記載（文案の第 24-6 項）で、基準価額を時価とする取扱い（文案の第 24-2 項）については出口価格の定義を満たすため、あえて記載する必要性はないと考える。
3. 時価は転売したときの価格であり、解約したときの価格が直ちに時価になるわけではないという認識なので、基準価額を時価とする取扱い（文案の第 24-2 項）についても第三者から入手した相場価格が時価算定会計基準に従って算定されたものかの判断についての記載（文案の第 24-6 項）は必要と考える。
4. 基準価額を時価とみなす取扱い（文案の第 24-3 項）を適用せず、時価算定会計基準に従って基準価額に所定の調整を加えた価格を時価とする場合、当該基準価額について、時価算定会計基準に従って算定されたものかの判断の定めを置く必要はないか。
5. 投資信託が子会社又は関連会社に該当した場合、貸借対照表価額は取得原価であっても、時価の注記は求められると考えるが、その場合、今回の改正の取扱いが適用できるのか明らかにして頂きたい。
6. 調整表の注記の必要性については、公開草案で意見を確認頂きたい。

投資信託財産が不動産である投資信託の時価の算定に関する取扱い

7. 改正前の金融商品会計に関する Q&A の Q15 において、ブローカーである金融機関等から提供された時価を無条件に利用して免責されるわけではないとしており、基準価額を時価とみなす取扱い（文案の第 24-9 項）について、時価算定会計基準に従って算定されたものかの確認手続を不要とすることで、無条件に利用しても良いと誤解をされないよう、結論の背景（文案の第 49-12 項）のなお書きは必要と考える。
8. 「一般的に行われる適切性の確認まで要しないとすることを意図したものではない。」（文案の第 49-12 項なお書き）との記載は、具体的に何を指しているのか分かりづらく混乱を招く懸念があるため、削除した方が良いと考える。例えば、投資を開始する際や継続保有を判断する際においては、基準価額の適切性を確認することが、通常内部統制として行っていると考えられるため、こうした内容を記載していくことも一案と考える。

組合等への出資の時価の注記に関する取扱い

9. 組合財産が時価評価される金融商品である場合、時価の注記を要しないとしたことで、従来 of 会計処理も変えなくてはならないと誤解されないか懸念する。

以 上